省　令

○総務省令第四号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月一日

総務大臣　松本　剛明

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本人確認書類） **第五条**　第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。 一　自然人（第三号に規定する外国人を除く。） ［イ～ハ　略］ ニ　印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。） ［ホ・ヘ　略］	（本人確認書類） **第五条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　印鑑登録証明書、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。） ［ホ・ヘ　同上］
［二・三　略］ ［2　略］	［二・三　同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第一号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十八条第一項の規定に基づき、外国為替に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月一日

財務大臣　鈴木　俊一

外国為替に関する省令の一部を改正する省令

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第八条関係） 一　自然人である顧客又は代表者等（次号及び第四号に掲げるものを除く。）に係る本人確認書類 ［イ～ハ　略］ ニ　印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）で、銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたもの ホ　［略］ ［二～四　略］	別表（第八条関係） 一　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）で、銀行等が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたもの ホ　［同上］ ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十五条第四項及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（令和二年政令第七十三号）第三条の規定に基づき、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月一日

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　野村　哲郎